平成２８年（フ）第５５０号
大阪市中央区上本町西１丁目４番23―304号
破産者　山本　哲司
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８５号
大阪市鶴見区諸口６丁目２番13号　103
破産者　堀　　聡子
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８７号
大阪市西成区天下茶屋１丁目28番38号　ＭＩＹＯ天下茶屋　302号
破産者　中村　純一
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２６号
大阪市北区長柄東１丁目４番24―910号
破産者　土屋　摩実（旧名珠美）
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３１号
大阪府守口市寺内町２丁目７番６―201号、前住所大阪府門真市五月田町38番28号
破産者　貝名真由美
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０４号
大阪市東成区深江北２丁目４番18号
破産者　田畑　保英
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１４号
大阪市淀川区塚本４丁目１番５号　リーガル塚本第６　701号
破産者　Ｎ―ＦＩＲＳＴことＢＡＲＲＡＣＫ’Ｓこと　中村　　一
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―903号、前住所大阪府河内長野市小山田町1429番地の１　シャーメゾンリラフォート103号
破産者　秦　　秀和
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番16号
破産者　村上　秋子
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１号
神戸市垂水区美山台１丁目９番９号
破産者　飯田　恵子（旧姓藤本）
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７号
神戸市兵庫区氷室町２丁目４番13号
破産者　鳥井原秀一
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７号
神戸市長田区高取山町２丁目22番６―909号
破産者　魚家　　理
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県宝塚市川面２丁目２番24号
破産者　松岡　哲也
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市神屋町２丁目41番地　レジェンド神屋町111、開始決定時の住所兵庫県姫路市神屋町２丁目41番地　レオパレス神屋町111
破産者　佐藤　久栄
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県加古川市志方町横大路116番地の１
破産者　堀口　良人
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８６号
奈良市大宮町１丁目９番21号　フラット葵105号
破産者　キーパー（ｋｅｅｐｅｒ）こと　辻　雅憲
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７０号
奈良市左京２丁目２番地の２　６―205
破産者　谷　　孔博
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
奈良市押熊町481番地の４　中本マンション206号
破産者　米澤　大介
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２９号
愛媛県東温市北方3216番地26
破産者　岩本　宏樹
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部